

共働き夫婦における新家事労働
—保育所入所手続きを事例として—

尾 曲 美 香*

New Household Work by Dual-earner Couples:
Case of the application procedure to nursery schools

OMAGARI Mika

Abstract

The purpose of this paper is to explore “New Household Work” resulting from socialization of childcare and who do these works. As the number of dual-earner couples increases, many family with children use nursery schools in daily life. However, using nursery schools makes extra work. I define “New Household Work” as tasks, such as the application procedure to nursery schools, picking up and dropping off the children, and preparing children’s belongings. This paper focuses on the application procedure to nursery schools, and it clarifies the actual situation of working parents who have nursery schools children. The semi-structured interviews were conducted with 14 mothers of children attending nursery schools, who live in a certain ward in Tokyo. The results showed that most of New Household Work is done by mothers. In addition, which parent performs the application procedure to nursery schools is influenced by gender ideology as mother. Furthermore mothers do these tasks by themselves, because whether or not children are accepted to nursery schools affect her ability to continue working.

Keywords: New Household Work, the application procedure to nursery schools, gendered division of household work

1. 問題背景と目的

女性の社会進出や経済情勢の変化に伴い、共働き世帯が多くなってきている。1980年代以降「共働き世帯」は年々増加し、1990年代には男性雇用者と無業の妻からなる世帯、いわゆる「専業主婦世帯」を上回った（内閣府『男女共同参画白書 平成25年版』）。そのような中、子どもを持つ共働き夫婦にとって、保育サービスの利用は生活を営む上で必要不可欠となっている。とりわけ保育所は一日を通して子どもを保育する施設として、父親・母親の就労を支えてきた。しかし現在、都市部では保育所不足が恒常化、かつ深刻化しており、2013年にはなお約23,000人の待機児童が発生しているという状況である（厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ（平成25年4月1日）」）。

こうした「待機児童問題」を背景に、保育所に入所できるかどうかを左右する一連の入所手続きは、都市部に住む入所希望者にとって大きな課題となっている。入所不可になると、主に母親が育児休業からスムーズに職場復帰できず、場合によっては就労を継続できなくなることもある。そのため、働き方を変える、育児休業を切り

キーワード：新家事労働、保育所入所手続き、性別役割分業

*平成26年度生 ジェンダー学際研究専攻

上げる、入所しやすい自治体に引っ越しするなど、あらゆる手段を講じながら入所手続きを行なっている入所希望者も少なくない。子どもを保育所に入れるために保護者が行なう活動を示す「保活¹」という言葉が話題になったのは、その表れであろう。

以上のように、ひとたび保育サービスを利用しようとする、父親・母親は厳しい保育状況のなか入所手続きを行なう必要がある。しかしながら、天野ら（2008）の生活時間調査によると、こうした入所手続きのほとんどが母親によって担われているという。そこで本稿では、保育所の入所手続きを保育所の利用によって発生する「新家事労働」（Thiele-Wittig 1992=1995; 伊藤 2001）と捉え、それらが夫婦間でどのように分担されているか、なぜ母親が担っているのかを明らかにすることを目的とする。

2. 先行研究

はじめに、「新家事労働」の定義とこの言葉によって入所手続きを捉えることの意義について確認しておきたい。

「新家事労働 New Household Work」という概念を初めて用いたのは、ドイツの家政学者マリア・ティーレ＝ヴィッティヒである。自給自足の社会から、市場および産業に生産過程が委ねられる社会への変動に伴い、世帯・家族は日常的に生じるニーズや欲求を満たそうとする際に、あらゆる生活関連の諸機関とのやり取りを必要とするようになった。ティーレ＝ヴィッティヒは、それらの行動を「生活の複雑化によって発生する新家事労働」と定義し、世帯に提供されるサービスの増加が新たな負担を発生させ、必ずしも家事労働は減少しないということを指摘した（Thiele-Wittig 1992=1995）。新家事労働と伝統的な家事との違いとしては、①従来の家庭・家族に縛られない、②専門家の仕事に近い、③日常化・ルーチン化されていない、④自己コントロールより組織によって支配される、という4点を挙げている（Thiele-Wittig 1994）。

日本においては、ティーレ＝ヴィッティヒの研究を受けて、生活経済学、生活経営学の視点から分析が行われてきた（伊藤 2001; 2005; 2009; 2010; 天野ら 2008）。伊藤（2009）は、家事、育児、介護等の家庭生活における私的な機能が社会的に代替されることを「生活の社会化」と捉え、新家事労働を「生活を社会化することによって新たに発生する労働²」と定義している。本研究では、伊藤の定義に従い、生活の社会化である保育所の利用によって発生する諸行動を「新家事労働」として扱う。

これまでも生活の社会化によって「情報収集や意思決定、管理的な家事が増加する」（御船 2000）こと、外部サービスの利用ができるようになって、女性は家事から解放されなかった（品田 2007）ことなどが指摘されてきた。「新家事労働」概念は、このような現象を従来の家事と区別して捉え、生活の社会化の問題点として顕在化させることができると考え、主要概念として用いることとした。

保育所の利用によって発生する新家事労働の種類は多岐にわたる。具体的には、①保育情報の収集、②入所申請書類の記入・提出などの入所申し込み手続き、③入所後に必要な袋物、シーツなどの準備（手作りを含む）³、④毎日の送迎、子どもの持ち物の洗濯・準備、連絡帳の記入などである。このように、入所申請前、申請中、入所決定後、入所後の各段階において、家庭内で養育する際には生じなかったさまざまな家事が発生する。本稿では、保育所の利用によって発生する新家事労働のなかでも、昨今の待機児童問題を鑑み、入所手続きに着目する。

これまでの新家事労働に関する研究は、生活における諸般の「契約の困難」を問題とし、それに対して「サポートの必要性」を提起するという視点から行なわれ始めたといえる。提唱者のティーレ＝ヴィッティヒ（Thiele-Wittig 1992=1995）は、新家事労働の遂行には、規格化された書式、官僚的な言語、生活関連機関が使用する特殊な用語に対応する能力が必要となると述べている。具体例として、医療サービスの利用過程を取り上げ、患者やその家族が、医者、病院、役所でのやり取り、それに伴うスケジュール調整を行なう必要があることを例示した（Thiele-Wittig 1992=1995）。

伊藤（2001）は、介護保険を利用するまでに発生する新家事労働を問題とし、これからは単に生活経営ではなく、自らや世帯のウェルビーイングを保つために「生活福祉経営」が必要になると指摘している。さらに、高齢者が福祉サービスを利用する際のサポート制度の必要性と、その制度を利用するために発生する新家事労働の煩雑さについて言及した（伊藤 2005）。

以上のように、先行研究においては、あらゆる事務的手続きに対応する能力が低い人や高齢者の困難について述べられてきた。しかしながら、新家事労働をなぜ女性が行っているのかという視点からの検討はなされていない。共働き世帯の増加からも分かるように、雇用分野における男女共同参画は進んできた。その一方で、家庭内に目を向けると、共働き世帯の夫婦の1週間の家事・育児時間は、女性が4時間53分であるのに対して、男性は39分（総務省統計局『平成23年 社会生活基本調査』）であり、家事における男女共同参画は十分に進んでおらず、いまだに女性が「仕事と家庭の二重負担」(Hochschild 1989=1990)を強いられているという現状がある。本研究では、従来の家事労働とともに、「新家事労働」の分担の実態を明らかにすることで平等な家事分担への糸口を示したい。

3. 研究方法

新家事労働としての入所手続きの実態と、それらが夫婦間でどのように分担されているのかを把握するには、先行研究が見当たらないため、質的研究が有効であると考え。よって、調査方法はインタビュー形式を採用し、対象者の語りの分析を行なった。

(1) 調査概要

調査は2013年6月から9月にかけて、東京都A区の保育所に通う子どもを持つ母親を対象に実施した。母親のみを対象とした理由は、天野ら(2008)の生活時間調査によって、保育所の利用によって発生する新家事労働のほとんどを母親が行なっているという結果が出ていたためである。

調査対象者のサンプリングは次の通りである。まず、東京都A区の認可保育所から、立地と公立・私立のバランスを考え、筆者が10施設を作為的に選んだ。そのうち施設長から許可が得られた5施設⁴で、調査協力者を募るチラシを配布した。その結果、14名の母親の協力を得ることができた。

調査に先立ち事前調査票を配布し、基本属性や普段の家事・育児分担、新家事労働の担い手の概況を把握したうえで、半構造化インタビューを実施した。所要時間は1時間から2時間程度であった。主な質問項目は「入所に至る経緯」「入所手続きの際に行なった行動の詳細」「入所手続きの感想」「入所手続きの分担状況」「普段の家事・育児の分担状況」であるが、対象者の語りの流れを重視し、状況に応じて質問の順番を変えたり、質問を省いたりすることもあった。インタビューは了承を得たうえでICレコーダーに録音し、逐語的に文章化した語りデータと事前調査票の回答を分析の対象とした。

(2) 調査対象者の概要

調査対象者は20代後半から40代前半、平均年齢34.5歳の就労女性である。子ども数は1～3人で、2人の子どもの場合が最も多い。子どもの年齢は0歳から10歳、保育園児のほかには保育所に入所していない乳児（全員が保育所入所予定・入所希望）、小学生がいる家庭もあった。全員が夫婦と子どもだけで居住しており、都市部在住の、子育て期の核家族であるといえる。

就業形態については、正規社員11名、非常勤社員2名、契約社員1名であるが、うちLさん、Nさんは育児休業中、Bさん、Cさんは週に数回の勤務を再開したばかりの職場復帰の途中段階という状況であった。最終学歴は、専門学校卒2名を除く全員が大卒以上であり、全体的に高学歴である。収入については、前年の年収を税込で11区分のうちから選択する形式で回答してもらった。配偶者の年収と合計し、それぞれの世帯年収を概算すると、児童のいる世帯の平均年収697万円（厚生労働省『平成24年国民生活基礎調査』）を越える場合がほとんどであり、比較的所得の高い層であるといえる。以上のように、今回の対象者の多くが高学歴・高収入であり、より低い階層の人々に目を向けることが出来なかったことは本研究の限界の一つである。

また、家事・育児のそれぞれの分担比率⁵について、平日休日問わず総合的な状況を尋ねたところ、家事分担の平均は妻65%、夫35%、育児分担の平均は妻60%、夫33%であった。

配偶者の属性も併せ、詳細は表1に示す。

表1 対象者一覧

名前	本人				配偶者				子どもの年齢	家事 分担比率	育児 分担比率
	年齢	最終学歴	職業	収入	年齢	最終学歴	職業	収入			
Bさん	36歳	大学院	正社員・医師	⑪	40歳	大学院	正社員・医師	⑥	5歳／0歳	30:50	70:20
Cさん	38歳	大学	非常勤・医師	⑪	41歳	大学院	正社員・医師	⑩	6歳／4歳／0歳	99:0	90:7
Dさん	32歳	大学	正社員・公務員	③	31歳	大学院	正社員・会社員	⑦	0歳	60:40	65:45
Eさん	31歳	大学	正社員・医師	③	35歳	大学	契約社員・医師	⑥	1歳	80:20	70:30
Fさん	40歳	大学	契約社員・エンジニア	④	31歳	大学 →専門学校	正社員・デザイナー	③	3歳	60:40	40:60
Gさん	35歳	大学院	正社員・公務員	④	38歳	大学院	正社員・公務員	⑥	2歳	60:40	55:45
Hさん	42歳	大学	正社員・会社員	⑪	42歳	大学	正社員・会社員	⑪	10歳／5歳／1歳	60:40	60:40
Iさん	42歳	大学	正社員・会社員	非回答	41歳	大学	自営業・その他	非回答	1歳	30:70	60:40
Jさん	44歳	専門学校	正社員・技術	④	43歳	大学	正社員・研究	⑤	5歳／4歳	50:50	50:50
Kさん	34歳	大学院	非常勤・医師	⑥	34歳	大学院	正社員・医師	⑪	7歳／3歳／1歳	70:30	60:40
Lさん	28歳	大学	正社員・看護師	④	28歳	大学	正社員・会社員	⑥	3歳／0歳	70:20	60:30
Mさん	41歳	大学	正社員・会社員	⑦	41歳	専門学校	正社員・システムエンジニア	④	2歳	90:10	70:30
Nさん	30歳	大学院	自営業・弁護士	⑦	30歳	大学院	自営業・弁護士	⑪	2歳／0歳	85:15	85:15
Oさん	38歳	大学院	正社員(有期)・大学事務	⑦	38歳	大学	正社員・会社員	⑤	3歳／0歳	75:25	65:35

●収入区分 ①～100万円 ②～200万円 ③～300万円 ④～400万円 ⑤～500万円 ⑥～600万円 ⑦～700万円 ⑧～800万円 ⑨～900万円 ⑩～1000万円
⑪1000万円以上

●家事・育児分担比率 「本人：配偶者」で記載。合計して%になるよう回答を得た。合計して100%にならないケースについて、その不足分は親や子どもによって担われていることを指す。

(3) 分析方法

語りデータの分析は、継続的比較法 (Glaser 1969; 佐藤 2008) を参考に行なった。継続的比較法は、①共通のテーマを含むと思われる複数のデータ (たとえば、複数の人々の証言あるいは同一人物の複数の発言) の比較、②データの内容とそれに対応するコードの比較、③複数のコード同士の比較といった、様々なタイプの比較を繰り返すなかで、結果の妥当性を高める分析法である (佐藤 2008)。このような手順に則り、繰り返しオリジナルの語りデータに立ち返ることによって、その語りの意味をより詳細に把握できると考え、本調査の分析に採用した。

以上を踏まえ、母親らが「なぜ自分が入所手続きを行なったか」について言及した語りを中心に分析し、入所手続きを母親が担う要因を析出した。なお、対象者14名のうちIさん、Mさんは配偶者が同席のうえで、インタビューを実施した。この2名の語りが、配偶者が同席した状況での発言であることは、語りの解釈において留意すべき点である。配偶者が発言することもあったが、本稿の分析の対象には含んでいない。

4. 結果と考察

(1) 入所手続きの分担状況

入所手続きにおける具体的な行動には、「情報を収集する」「保育所を見学する」「申請書を取りに行く」「必要書類を準備する」「申請書に記入する」「申請書を提出する」「保育所の面接へ行く」「子どもを健康診断に連れて行く」などがある。事前調査票では、それらの行動に誰が関わったかについて、「主に行なった人」「手伝った人」「助言をくれた人」の3つを設定し質問した。その結果を示したのが、表2である。いずれの行動を見ても、「主に行なった人」の人数は妻が夫を上回っており、入所手続きを行なっているのは、圧倒的に妻であることが明らかになった。天野ら (2008) による生活時間調査においても、入所手続きのほとんどを妻が担っているということが確認されており、本調査でも同様の結果が得られた。また、親族が関わるケースが少数であり、そのほとんどが夫婦間で分担されているという点も特徴的である。

では、これらの入所手続きを母親たちはどのように行なっているのだろうか。ここでは、「情報を収集する」と「申請書に記入する」という行動に限定して、どのような調整が行なわれたかを確認していきたい。

表2 保育所入所までの一連の手続きに関わった人

	主に行なった人 (N=15)				手伝った人						助言をくれた人	
	妻	夫	夫婦半々	行なわなかった	妻	夫	妻の母親	妻の父親	夫の母親	夫の父親		友人
情報を収集する	12	2	1	0	1	3	0	0	1	1	1	友人(3)、保育所同級生のお母さん(1)
保育所を見学する	10	0	3	2	0	3	1	0	0	0	0	0
申請書を取りに行く	12	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
必要書類を準備する	11	1	4	0	0	5	0	0	0	0	0	0
申請書に記入する	13	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
申請書を提出する	10	2	3	0	0	2	0	0	0	1	0	0
保育所の面接へ行く	11	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0
子どもを健康診断に連れて行く	11	0	4	0	0	2	1	0	0	0	0	0

「情報の収集」は、入所申請の前段階として、今後どのような行動が必要か、保育所の立地や雰囲気、選考基準に関する口コミなどを把握するために行われていた。保育所選びの際に、保育所の雰囲気や保育士の印象を重視するKさんは、普段から口コミを収集するよう努めていた。

通りすがり、通りすがりっていかすれ違いざまにちょっと聞いたりとかしますね。(筆者：それは全く見知らぬ方に?) いえいえ、同じマンション(の人)で、例えばエレベーターで一緒になった時とかに夏祭りの格好とかしていると、「あ～今日夏祭りですか?」って言って、「どう?」っていう感じで聞いたりとかしますね。(Kさん)

また、多くの母親が、ママ友から延長保育のある幼稚園の情報を聞く、保育所の施設長から入所選考の動向を教えてもらうなど、口コミなどの情報収集に努めていた。Hさんは積極的に交流を図り、入所選考に落ちた場合の「予防線」を張っていたが、その一方で、夫はそのようなネットワークを持たなかったという。夫のことを「今は結構頑張ってる人も(保育所へ子どもを)迎えに行ったり、送りに行ったり」していると評価しつつ、以下のように語っている。

男の人ってそこでなんか、口コミみたいな情報ってシェアあんまないんですよ。(Hさん)

このように、母親が普段から保育所の入りやすさや保育所の様子について気を配り、口コミに対して敏感である一方で、父親にはそのような様子は確認されなかった。

情報収集を終えると、次は「入所申請書を記入する」必要がある。入所申請の時期は各自治体で多少のばらつきはあるが、おおむね12月に開始される。A区では基本的に入所申請時に子どもが生まれていること、生まれていない場合でも出産予定日が翌年2月であることが前提となるため、多くの母親は出産休業中・育児休業に入所申請をすることになる。入所申請書の記入は、複数の申込みを行なった場合に、作業が増大する傾向がある。例えばOさんは、第二子の入所手続きの際、年度途中の選考に落選し、認可保育所に決まるまでの間、複数の保育サービスを利用したため、書類の記入作業が多く、苦勞したと語った。

なんか書類仕事すごい多くて、全体に。特に何か所も預けると似たような書類を何回も何回も書かされるっていか書かなきゃいけないくて、それが大変でしたね。一時保育でも、家での状況とか細かく書いたりしなきゃいけないくて、連絡先とか。それがすごい大変でした。上の子のときは1回書けばよかったんですけど、下の子のときはそれを5倍くらい書いたの、すごい書類書きが本当に。(Oさん)

このような煩雑な作業をなぜ母親自身が行なったのかについては、時間の余裕が理由に挙げられた。IT企業に勤め、1年間の育休を取得したMさんは「その当時はまだ育休中だったので、そういう意味でも私かな」と思い、入所申請書は「何の迷いもなく私が書いた」と語っており、同様の説明は他の対象者からも聞かれた。

産休に入ってるじゃないですか?だから私がやってたっていうただそれだけです。この辺をやる時っていうのはだいたい女の人は暇な時なんですよ、子どもがお腹にいるとか。(Jさん)

このようにJさんは産休中を「暇な時」と語ったが、その一方で「(子どもが)ちょっと寝た合間に(Fさん)」[実家に行って、子どもをみてもらいながら(Cさん)]申請書類の記入を行なった対象者もあり、入所手続き

に割く時間の確保が難しいという事例も見られた。

子どもがいると、こんなの書いてらんないんですよ、ワーワー泣かれたりするからだから実家に行って、子どもみててもらいながら書きました。(Fさん)

以上のように、入所手続きには普段から常にアンテナを広げ、保育情報を得る工夫が必要となっていた。また、役所の職員や保育士との接触が増えるために、場合によっては彼らとの交渉をすることもある。申請書類の記入については、作業が一時期に集中するがゆえに、時間の確保のための調整が必要となっていた。次の(2)、(3)の各項では、このような調整を要する入所手続きをなぜ母親のみが担っているかについて、母親自身の語りを参照しながら検討していきたい。

(2) 「子どものことは母親」という意識

保育所の入所手続きを行なうにあたって、「子どものことは母親」という役割意識を持つことで母親が自ら行なっている場合が多かった。多くの対象者が入所手続きを「子どものこと (Bさん、Eさん、Jさん、Lさん)」と語り、それを母親である自分が行なうことを当然視する傾向がみられた。例えば、Eさんは漠然と母親としての義務感があると語っている。

子どものことはお母さんがしなきゃいけないっていうような、漠然と思うというか。(Eさん)

Eさんは医師であり、仕事が好きで働き続けたいと考えているが、復帰の際には「子どもがちょっとかわいそかな」と感じたとも語っており、普段から母親役割意識を感じている様子も見受けられた。

また、他の契約や手続きと比較しながら、入所手続きを誰が行なっているかを問うたところ、Bさんは以下のように語り、規範としての母親役割意識の存在を感じている。

家族に関することはだいたい連れ合いの方がやってますね、夫が。(筆者：家族に関することという?)
家とか、車とか、まあ二人に関すること。自分のことは自分でやる。(中略) (筆者：保育所の入所手続きも家族のことかなと思うのですが…) なんですすかね。(笑い) やっぱり前提として子どものことは母親みたいな、そういう暗黙の了解があるんだと思いますね。(Bさん)

Lさん・Jさんの語りからは、「子どものことは母親がやる」ということが習慣化している様子がうかがわれた。
ん〜どうだろう？結構大事なところは(夫に)任せてるかもしれないですね。家のことは私全然ノータッチだし、保険のことは「自分の分は自分で」みたいな感じで。子どものことはまあ、私がやるか、みたいな感じですかね。(Lさん)

基本的には、自分は自分で、別でやってますね。だから一緒にやることはない。自分の分は自分で。向こうも同じかな。こういうのは、子どものことに関しては、私が書いてることが多い。(Jさん)

以上のように、保険など他の契約・手続きに関しては「自分のことは自分で (Lさん、Jさん)」行ない、家の購入、賃貸の契約・手続きなど「家族に関すること (Bさん)」、「大事なところ (Lさん)」は夫が行うという分担がなされており、保育所の入所手続きとは明確に区別されていた。保育所の入所手続きもその行動だけを見れば、生活上における他の契約や手続きと変わりはない。入所手続きの担い手を決定づけているのは「だれのためか」という違いであり、「子どものこと=母親」という役割分担が強固に定着している様子がうかがわれた。

(3) 母親の就労への影響

保育所に入所できるか否かによって、働き方を変える、時には仕事を辞める必要に迫られるのは、ほとんどの場合母親である。そのため、「これがなければ働けない、保育園に入らなきゃ働けない (Kさん)」と、母親は入所手続きを自分の就業継続・職場復帰を左右するものと捉え、自分の就労のために入所手続きを行っていた。それはBさんの語りにも顕著に表れている。

家事っていうよりは仕事っていう感じですかね。まあ職場に復帰できるかどうかっていうことなので、どっちかっていうと仕事領域。(Bさん)

このように、母親の認識のうえでは入所手続きが自分の就労と直結しているが、それと対照的な夫の関心の低さが言及されることもあった。保育所が決まるまでの数か月を3か所の一時保育を利用しながら乗り切り、やっとの思いで第二子を保育所に入所させることができたOさんは、入所の厳しさや自身の苦勞について夫に「愚痴

は聞いてもらう」が、基本的に「保育園に関してはこっち任せ」となっていると語り、その理由を以下のように推測している。

私が想像するに、やっぱり保育園に預けるってことが自分事じゃないっていうか他人事？彼にとっては。結局なんかあっても休むのは私。もし保育園入れなくても、休むのは私であって彼ではないので、彼の問題ではないんですよね、私の問題。(中略)自分が育休を取るとか、そういう頭が全くないからだと思います。自分は別に子どもがどうなろうと普通に働くって思ってるから、そういうことじゃないかと思いますね。(Oさん)

以上のようなOさんの指摘は、保育所の入所手続きの結果が直接影響するのは母親の就労であり、父親は自分の働き方が変わる／変えるという予測・危機感を持っていないということを端的に示している。そのほか、「保育所への入所が大変である」という認識がない場合にも、夫は入所手続きを行なわない傾向にあった。例えば、夫が入所手続きに関わったかを問うたところ、Eさんは次のように語っている。

いや、全然してないですね。向こう(=夫)は自分が入ってないですけど、お姉さんも保育園に預けられて育てられていて、お姉さんの子どもたちも保育園に行っているんで、みんな誰でも入れて当たり前とってるって感じのところがあるので、適当に探してくれば大丈夫みたいに思ってるところがたぶんあったと思います。(笑い)(Eさん)

Kさんの場合、夫は子どもと良く遊び、子どもに無関心なわけではないけれども、入所手続きには興味がないだろうと語った。

(質問者：入所申請書にあんまりご主人は興味はない?) うん。これなあに?って言うかもしれないです、家に置いてあったら。これ捨てていいの?とかいうかもしれない。(笑い) 興味がない、たぶん。(Kさん)

一方、夫が情報収集などに積極的に関わったIさんは「うちはすごいそこはやってくれたんでよかった」と語りながら、夫の協力が不在な家庭のことを以下のように推測している。

実際書類を書くとか書かないとかどっちかっていうのはそんな大きい問題じゃないかもしれないんですけど、保育園の入所活動自体はやっぱり、例えばお母さん一人とかでやるのかだと、ほんと大変だと思います、とくに精神的に。極端な例だと、ほんとに全部お母さんに委ねちゃってる家庭とかだと、きっと旦那さんも正直奥さんが仕事に戻ろうが戻るまいが、まあどっちでもいいやって思ってるのかもしれないです。(Iさん)

以上のように、就労継続の可否をめぐる父親と母親の意識の違いが、入所手続きへの当事者意識の差を生んでおり、就労継続が困難になる母親が担うという分担に至ることが明らかになった。

5. まとめ・今後の課題

本稿では、保育所の利用が親の育児行動を軽減するだけでなく、新たな負担を発生させるという側面を「新家事労働」概念を使い顕在化させ、その負担がなぜ母親にのみ偏るのかについて、母親自身の語りを通して検討した。保育所の利用によって発生する新家事労働には、入所手続きだけでなく入所後に必要な袋物、シーツなどの準備や、入所後の毎日の送り迎え、洗濯などもある。本稿はその中の入所手続きのみを取り上げたが、そこからは育児をこなしつつ、就業継続のために調整を行なう働く母親の姿が垣間見られた。

保育所を利用することによって発生する新家事労働のなかでも、入所手続きはルーチン化されていない、単発の作業であり、それゆえ複数の手順を一時期に集中して行なうことになっていた。出産休業・育児休業による時間の余裕を理由に入所手続きを母親が行なっていたが、その一方で時間を確保するための調整が必要であることも指摘された。また、入所手続きは単なる事務仕事というだけでなく、保育サービス提供者としての行政担当者や、雇用主である職場とのやり取り、ママ友との情報交換なども必要となっており、その際「対人スキル」や「交渉力」などが発揮されている場面が多く見られた。伊藤(2001)は、新家事労働が従来の「生活経営能力」から一歩進んだ「生活福祉経営能力」とも呼ぶべき能力の獲得を利用者に要求すると指摘している。本研究でも、極めて複雑な現象が絡み合う現実の生活の場において、それらに対応する能力を発揮して入所手続きを行なう対象者の様子が確認された。

また、入所手続きのほとんどが母親によって行なわれていたが、母親自身がそれについて疑問や不満を持っているケースは少なかった。自身の就労継続を実現するための作業であるがゆえに、入所手続きにおいては母親責任を自明視するような規範が無意識に働いていると考えられる。積極的に育児に参加する父親であっても、自分の就労への影響が少ないために、入所手続きに対しては関心が低くなっていると推察された。

1980年代以降の母親の育児不安(牧野 1982)や深刻な少子化を背景に、生活の社会化の中でも「育児の社会化」に対する社会的要請は高まりを見せている(横山 2004)。しかしながら、その結果発生する新家事労働についても、母親にその負担が集中しているという現状が明らかになった。今後は、新家事労働の発生を視野に入れた制度設計とともに、父親の家事参加を推進する意識啓発や長時間労働の改善がさらに求められるだろう。

註

1. 具体的には、働き方を変える、育児休業を切り上げる、入所しやすい自治体に引っ越しするなどし、選考の際の点数を上げる工夫を指す。近年では、入所の可否が育児休業からのスムーズな職場復帰、就労継続に大きく影響するため、民間企業で入所手続きを支援する動きも見られるようになった。例えば、ダイキン工業株式会社は2013年12月より「保活コンシェルジュサービス」を導入し、妊娠時から保育所入所が決定するまで継続的に保活を支援するサービスを開始している。ダイキン工業株式会社ホームページ (<http://www.daikin.co.jp/press/2013/131211/index.html>, 2014年8月30日アクセス)より。
2. 伊藤の定義では、「最近出てきた」「時期が新しい」という意味ではなく、従来家の中で行われていた家事労働を社会化(民間サービスを購入、福祉サービスを利用)したことによって「新たに」生まれたという意味で用いられている(伊藤 2010)。
3. 保育所によって詳細は異なるが、具体的には鞆、手提げ袋、タオル、コップ、シーツなどを購入または手作りし、それらに名前を記入したり、名札を付けたりするのが代表的な作業である。
4. すべて私立認可保育所。利用者の属性等は公立、私立の別によって異なるといわれているが、入所手続きの行動そのものには大きな違いがないため、今回はそのまま調査を行なった。
5. 事前調査票の家事・育児時間、その分担比率について回答しづらかったとの指摘を数名から受けた。家事、育児がそれぞれ何を指すかを設定しなかったためと考えられる。それを受けて、インタビューの質問項目に「家事と育児の違い」を追加し、具体的に問うたが、その線引きは非常に曖昧であり、はっきりとした区別をするに至らなかった。したがって、ここに示す時間や比率は対象者ごとの主観的なものである。

参考文献

- Glaser, B. G., 1969, "The Constant Comparative Method of Qualitative Analysis", G. J. McCall and J. L. Simmons. Edt., *Issues in Participant Observation*. Reading, MA: Addison-Wesley.
- Hochschild, A., 1989, *The Second Shift: Working Parents and the Revolution at Home*. (=田中和子訳, 1990, 『セカンド・シフト アメリカ 共働き革命のいま』朝日新聞社.)
- Thiele-Wittig, M., 1989, "New Household Work —A Consequence of the Rising Complexity of Living Conditions", *People and Practice*, International Issues for Home Economics, Vol. 2, No.1, 1-16.
- Thiele-Wittig, M., 1992, "Interfaces between Families and the Institutional Environment", Leidenfrost, N. B. Edt., *Families in Transition*, International Federation Home Economics, 169-175. (=マリア・ティーレ=ヴィッティヒ, 1995, 「家族と生活関連の諸機関との相互関連」ナンシー・B. ライデンフロスト編, 松島千代野監修, 家庭経営学部会誌『転換期の家族』産業統計研究社, 254-266.)
- Thiele-Wittig, M., 1994, 「Issues of the International Year of the Family: Changes in the Private Sphere and Its Interfaces and Their Public Importance」『日本家政学会誌』45(9): 865-875.
- 天野晴子・伊藤純・粕谷美砂子・齋藤ゆか・松葉口玲子, 2008, 「育児・介護の社会化により発生する新家事労働・新家計支出」天野晴子・松葉口玲子・齋藤悦子・粕谷美砂子・水野谷武志・伊藤純・齋藤ゆか『生活時間調査による新家事労働の実態把握とアンペイド・ワークの社会的評価方法の開発』(平成16年度~19年度科学研究費補助金研究成果報告書) 65-98.
- 伊藤純, 2001, 「介護保険制度化における『介護家事労働』の社会化と生活福祉経営」『日本家政学会誌』52(11): 61-68.
- 伊藤純, 2005, 「高齢者ソーシャルサービスと新家事労働 その2」『昭和女子大学学苑(人間社会学部紀要)』761: 132-141.
- 伊藤純, 2009, 「高齢者福祉領域にみる生活の社会化の進展と社的新家事労働」堀内かおる編著『福祉社会における生活・労働・教育』31-43.

- 伊藤純, 2010, 「生活の社会化と家計 ―新しい家事労働と家計支出の発生―」伊藤セツ, 伊藤純編著『ジェンダーで学ぶ生活経済論』ミネルヴァ書房, 121-136.
- 厚生労働省, 2013, 「保育所関連状況取りまとめ(平成25年4月1日)」.
- 佐藤郁也, 2008, 『質的データ分析法』新曜社.
- 品田知美, 2007, 『家事と家族の日常生活 主婦はなぜ暇にならなかったのか』学文社.
- 総務省, 2012, 『平成23年 社会生活基本調査』.
- 内閣府, 2013, 『男女共同参画白書 平成25年版』.
- 牧野カツコ, 1982, 「乳幼児を持つ母親の生活と〈育児不安〉」『家庭教育研究所紀要』3: 36-37.
- 御船美智子, 2000, 「家事の社会化」井上輝子ほか『岩波女性学事典』岩波書店, 70.
- 横山文野, 2004, 「育児支援政策の展開 ―育児の社会化に向けて―」杉本貴代栄編著『フェミニスト福祉政策原論』ミネルヴァ書房, 67-86.